

## 2024年度予算特別委員会(総括質問)

2024年3月11日

日本共産党港区議員団 風見 利男

### 1 土地利用規制法についてです。

この法律は、防衛関係施設(自衛隊や米軍基地等)、海上保安庁の施設、原発など583を「重要施設」と指定し、その周辺1キロメートルを「特別注視区域」或いは「注視区域」に指定し、その区域の土地や建物の所有者の氏名、住所、国籍等を調査、不動産登記簿、住民基本台帳等の公募収集することができます。必要であれば所有者から報告さえ求めることができます。憲法違反の法律です。

昨年12月26日付で、内閣府から、区長に意見照会があり、「土地利用規制法」に基づく、「ニューサンノー米軍センター」周辺の1キロメートルの区域を「注視区域」に指定し、個人情報収集のために、区長宛に区域が示され、意見を求められています。区長は、国において「適切に行われるものと認識している」としたうえで、「区民の基本的な人権やプライバシー権などの自由や権利の尊重を」求めたといいますが、反対の意思は示していません。

「ニューサンノー米軍センター」周辺1キロメートルというと、南麻布、白金など、約2万6千世帯、4万7千人の区民が住んでいます。

関係地域のみなさんには、事実を知らせること。説明すること。

答弁を求めます。

### <区長答弁>

区は、本年1月に内閣府へ意見書を提出し、国の責任において、区民へ重要土地等調査法に関する情報を効果的に発信するとともに、内閣府で設置しているコールセンターの積極的な周知や、必要に応じ住民説明会を開催するなど、区民からの問合せに十分に対応するよう求めております。今後、法律の概要や注視区域の候補となっている現状などを、区ホームページ等で速やかに区民へ提供し周知するとともに、

国に対し、区民への説明などきめ細かな対応を働きかけてまいります。

2 学校を含め、区施設のトイレのあり方についてです。

整備が進んでいると思いますが、これからのトイレは最低限、洋式で温水洗浄便座、便座クリーナー、自動水栓、水石鹸(自動)、ハンドドライヤー、サニタリーボックス(トイレポット)、呼び出しボタンを、設置すること。女性トイレの個数を1.5~2倍にすること。女性トイレの洗面台に生理用品を常備すること。

答弁を求めます。

<区長答弁>

区有施設のトイレについては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、安全で快適なトイレ整備を進めております。

そのため、区では区有施設トイレ整備基準を定め、トイレごとに施設用途や様々な利用者を想定し、温水洗浄便座や自動水栓の衛生器具等を整備しております。

便座クリーナーやサニタリーボックスなどの衛生用品につきましては、設置を進め、充実を図っております。

また、女性用トイレの個室数は、施設の利用実態や利用者の要望等を踏まえて確保しており、生理用品については、設置場所を拡大してまいります。

3 震災対策についてです。

港区基本計画の区民意見には「防災無線が聞こえない」と声が上がっています。豪雨の時はますます聞こえにくくなります。

3月8日の東京新聞によると、元日の能登半島地震では珠洲市などで防災行政無線の屋外スピーカーが停電により使えなくなっていたと報道されています。余震が続く中、行政発信の避難情報が十分伝わらないということです。東日本大震災でも無線が使えなくなりましたが、残念なことに教訓が活かされませんでした。

この教訓を生かし、港区で防災ラジオを全世帯に無料配布すること。

また、区民から「防災ラジオの差込口が熱をもって熱くなり AC アダプターが壊れた。メーカーに問い合わせたら 3,500 円料金を取られた。」と訴えがありました。防災課に問い合わせると、本来無料で交換するとのことでした。

壊れた AC アダプターは無料で交換することを、周知徹底すること。

それぞれ答弁を求めます

<区長答弁>

港区防災ラジオには、音声のみのラジオと文字表示機能付きのラジオがあります。

区では、音声のみのラジオを約 22,000 円、文字表示機能付きのラジオを約 36,000 円で調達しておりますが、いずれも区民の方へ 1,000 円で配付しており、住民税非課税世帯や生活保護受給世帯にはいずれも無償で配付しております。

引き続き、港区防災ラジオの配付について周知してまいります。

次に、港区防災ラジオ AC アダプター交換の周知徹底についてのお尋ねです。

AC アダプターに不具合があった場合は、防災課及び各地区総合支所協働推進課窓口において、無償で新たな AC アダプターに交換しております。

窓口で区民にラジオを配付する際、無償交換が可能であることを確実に伝えしてまいります。

4 滞納問題での情報の共有についてです。

歳入の質疑の中で、滞納についての庁内での共有についての問題提起がありました。

私は、2017 年度予算委員会で、滋賀県野洲市の「滞納してありがとう条例」（「くらし支えあい条例」）を紹介し、滞納する人にはそれなりの理由がある。

「滞納は良いことではない」と思うからこそ、なかなか相談にも来られない。庁舎内全体で市民の困りごとを解決するのが市の重要な役割であり、滞納した市民と一緒に、生活再建の道を進めている取組を紹介し、港区も区民に寄り添った対応を求めました。その後も何度も質問してきました。答弁は、「野洲市のような区民生活を支える仕組みができています。今後も、関係課や関係機関との連携を密にし、よりきめ細かい相談ができるよう取り組んでいく」とのことでした。質疑を聞いていて、当時の答弁と違うことが今でも起きていることに、耳を疑いました。

野洲市の取り組みを参考に、全庁挙げて、区民に寄り添った行政に徹すること。

答弁を求めます。

<区長答弁>

区は、特別区民税・都民税や国民健康保険料等を滞納している場合、それぞれの担当部署からご本人へ連絡を行っておりますが、全ての滞納の状況について申出がない場合があります。

このため、滞納がある方に対しては、ほかの納付や支払いの状況などを丁寧に伺うとともに、子育てや介護、就労など、生活における悩み事も詳しくお聞きしながら、福祉総合窓口や港区生活・就労支援センター等と連携して問題解決を図っております。

今後も、滞納者に寄り添い、関係機関等と連携を図りながら、滞納の解消や生活再建に向けて支援してまいります。

5 エンディングサポート事業についてです。

身近に頼れる家族や親族がいない高齢者が増えています。自分が亡くなった後のお墓のこと、家財道具の片付けなど、どうなるのか心配との声を聞くことが増えています。

名古屋市では、あらかじめ預託金を預かり、利用者が亡くなったときに、葬儀・納骨及び家財道具の処分、行政官公庁への届け出などを行う事業を、社会福祉協議会に委託をしています。死後のことだけでなく、定期訪問のほか、月 1 回の電話による安否確認、入退院の付き添いなども行います。(2021 年スタート)

横須賀市では、2015 年から、金銭的なゆとりがなく身寄りもない一人暮らし高齢者を対象に、葬儀や納骨の生前契約を支援しています。市内の葬儀業者の協力で割安なプランも設定しています。担当者は、「市民の死後の尊厳を整える責任がある」と話しています。

エンディングサポート事業、終活事業は、いま、全国に広がっています。

「ゆりかごから墓場まで」責任をもって支援するのが港区の役割です。

早期に実施すべきです。

答弁を求めます。

<区長答弁>

区では現在、高齢者相談センターにおいて、終活をテーマとした区民向け講座を開催するほか、死後事務に関する相談に対し、港区社会福祉協議会とも連携し、内容に応じた情報提供や関係窓口を案内するなど、高齢者の終活支援に取り組んでおります。

引き続き、終活についての支援を推進するため、関係機関との連携を図るとともに、他自治体の取組事例に関する情報を収集してまいります。

6 臨海斎場の火葬炉増設についてです。

3月5日の都政新報に、臨海斎場は、「30年度までに火葬炉を10基増やす予定」との報道がありました。

2018年7月の報告資料では2030年に6基となっていました。増設は歓迎ですが、いつどこで決まったのか。計画の前倒しを行うこと。

答弁を求めます。

<区長答弁>

臨海斎場については、今年度、将来の火葬需要に対応するため、更なる火葬炉の増設を視野に入れた調査を実施いたしました。

調査の結果、6基増設する計画を10基増設とする新たな方針案が、先月7日開催の臨海部広域斎場組合議会の懇談会の場で、構成区である港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区に示されました。

増設する火葬炉の供用につきましては、工事事業者の働き方改革や資機材不足などを踏まえ、必要な期間を設定しております。また方針案では、火葬炉とは別に利用ニーズの高い式場の増設工事を早期に実施する計画としております。

新たな方針案については、令和6年度中に策定する予定としておりますが、火葬炉や式場の増設工事が早期に実現するよう努めてまいります。

7 都心型銭湯設置に向けた取り組みについてです。

来年度予算に、浴場組合に新たな公衆浴場の設置に向けた検討を支援する予算が計上されました。

これは、民間ビルを使って、新たな公衆浴場を設置するための調査・検討を始めるものです。

港区がJTから購入した南青山1丁目の土地の隣の都営住宅が廃止になりました。

ビル内での銭湯もいいのですが、この土地も候補地として検討してはいかがでしょうか。そのうえで、東京都に要請してはいかがでしょうか。

答弁を求めます。

<区長答弁>

都心型銭湯の設置は、昨年5月に設置した区内公衆浴場の経営者等で構成する港区公衆浴場経営対策会議において検討され、公衆浴場の減少が著しい都心・港区において、既存の民間ビル等に公衆浴場を設置する手法により、新たな公衆浴場の

設置を目指すとの報告をいただいております。

都心型銭湯の設置については、候補地も含め、今後、港区浴場組合が詳細を調査・検討することとしております。

#### 8 新紙幣発行への対応支援についてです。

予算特別委員会では「チャレンジ商店街店舗応援補助金の補助対象」との答弁でした。

補助金の対象となることを、チラシなど作って7月の新紙幣発行の前に、広く周知すること。

身近に商店街がなくどこに入ったらよいかわからない地域もあります。

商店街に入りたくても入れないということがないよう、賛助会員や近隣の商店街情報も含めて区商連任せにせず、港区が責任をもって周知すること。

それぞれ答弁を求めます。

#### <区長答弁>

本年7月の新紙幣発行に伴う商店会加盟店舗におけるレジ等の機器更新は、既存のチャレンジ商店街店舗応援補助金において支援する予定としており、港区商店街連合会の理事会等での説明に加え、補助対象であることを明確にしたチラシや区ホームページ等で丁寧に周知してまいります。

あわせて、商店会のない地域の店舗は、港区商店街連合会の賛助会員となることで補助制度を利用できる旨を、区ホームページや連携金融機関等を通じて周知し、各店舗における新紙幣発行前の機器入替えを支援するとともに、商店会加盟店舗及び連合会の賛助会員獲得につながるよう取り組んでまいります。

#### 9 神宮外苑再開発の抜本的な見直しについてです。

現在神宮外苑は、屋根付きのラグビー場を建設するため、希少なヒトツバタゴ(ナ

ンジャモンジャノキと言われる)の群落が生息する「建国記念の森」に工事用仮囲いを設置。アマチュア野球で長年使われてきた第2球場を解体しました。

再開発計画に対し、都民や専門家、著名人の批判が急速に広がっています。

坂本龍一さんが死去(昨年3月)の直前に、小池都知事に「目の前の経済的利益のために、先人が100年をかけて守り育ててきた貴重な神宮の樹々を犠牲にすべきではありません」と再開発の見直しを訴える手紙を出しました。

伐採中止を求めた市民団体の声明には浅田次郎(作家)、加藤登紀子(歌手)、秋吉久美子(俳優)の各氏らが名を連ねました。作家の村上春樹さん、漫画家のちばてつやさんらも再開発を批判し、サザンオールスターズは昨年9月、坂本さんの思いを受け継いだ曲「Relay～杜の詩」を配信しました。

スポーツ関係者も、ラグビー場と野球場の移転建て替えを批判しています。

再開発の中止を求めたネット署名は23万人を超える賛同が寄せられています。

イコモス(国際記念物遺跡会議)は昨年9月、異例のヘリテージ・アラート(文化遺産危機警告)を出しました。日本イコモス国内委員会はイチョウ並木の枯損やヒトツバタゴの群落の生育状況を具体的に指摘し、再開発の施行認可撤回と環境影響評価の再審などを都に要請しています。建築・造園・都市計画・環境などの専門家有志数百人もアセスのやり直しを求めています。

イコモス国内委員会など見直しを求める人たちと、事業者との直節の話し合いが必要です。事業者、東京都に、話し合いの場を持つよう、要請すべきです。

答弁を求めます。

<区長答弁>

区は、港区の優れた景観であるいちょう並木を適切に保全するよう、事業者を指導しております。

また、より多くの方々に神宮外苑地区の再開発計画に関する正しい情報が届くよう、更なる説明会の開催などを、昨年9月に、事業者に対し文書で要請するとともに、



説明会等で出された意見などを真摯に受け止め、対応を検討するよう求めております。

今後も、多くの方からの意見や要望などに真摯に耳を傾け、可能な限り事業計画に反映するよう、東京都と連携しながら強く求めてまいります。

10 私立学校等(国立・私立・インターナショナルスクール)の学校給食を含む、教育費の負担軽減についてです。

学校給食費、補助教材費、修学旅行費を公費負担とした完全無償化を進める先進的な自治体があります。山梨県早川町、京都府伊根町など13自治体があると報道されています。

港区も先進自治体に学び、「鉛筆1本からの無償」を目指して、検討を進めるよう要望します。

昨年9月から区立小・中学校の給食費無償化がスタートし、みなさんに喜ばれています。ところが、私立学校等に通う子どもたちは対象外です。

いろいろな事情があつて学校にいけない不登校の子どもも対象になっていません。

教育委員会の答弁を聞いていても、なぜ拒否するのか、理解ができません。

港区に住み、生活し、当然のことながら、税金を納めている納税者です。等しく施策を受ける権利があります。

教育費負担に関するアンケートを実施することです。早急の実施し、給食費を含め、教育費用の軽減策に踏み出すこと。

答弁を求めます。

<教育長答弁>

まず、アンケートを早期に実施することについてです。

子どもの学習費に関するアンケート調査は、今月中に実施する予定です。

その結果から、港区の子どもにかかる教育費の負担の実情を網羅的に把握・分析

し、どのような形の支援が必要か、検討してまいります。

幼稚園や認定こども園に通う1号認定の子どもの昼食代のあり方についてです。

予算特別委員会での答弁はひどいものでした。幼稚園でも認定こども園でもどこに通っていても1号認定の子どもは同じサービスを受けられて当然です。

私立幼稚園には給食費の補助をしています。

区立幼稚園に通う1号認定の子どもを、なぜ差別するのですか？この異常な状態を一刻も早く解消すべきです。

区立でも私立でも、お弁当でも給食でも同じ支援をすること。お弁当なら給付を、給食費は全額助成すること。

答弁を求めます。

<教育長答弁>

区では、来年度から区立幼稚園で実施する弁当配送事業において、配送に係る経費を負担する予定です。また、私立幼稚園では一部の園で給食を実施しており、お子さんが給食実施園に通い、一定の所得以下などの要件を満たす世帯に対しては、副食費の補助を行っております。

現時点で、公私立幼稚園において、一律に昼食に必要な費用に対する負担軽減を行うことは予定しておりませんが、園児の保護者への支援の在り方については、今後の課題としてまいります。

入学祝金の支給についてです。

小学校も中学校も入学時には多額のお金がかかります。

ある区立中学校の女子の場合です。制服代4万9,500円、体育着(トレーニングウェア上下、半そでシャツ、半ズボン)2万900円など、最低限必要なものだけで9万3,610円がかかります。その他に鞆かスクールバック、スクールベルト、水着。ワイシャ

ツや体育着、靴下などは1枚では済まないもので、10万円は優に超えてしまいます。

小学校でも、帽子、体育着(上下)、赤白帽、上履き、水着、当初教材、ランドセル、制服の学校もあり、7万円～10万円かかります。

「子育てするなら港区」なのですから、港区の未来の担う子どもたちです。入学をみんなで祝福しませんか。入学祝金の支給を求めます。

答弁を求めます。

<教育長答弁>

区は、経済的な理由で就学が困難な家庭への支援として、今年度から就学援助の対象を私立学校に拡大し、公私立問わず小・中学校の新入学時にかかる学用品費等として小学校は64,300円、中学校は81,000円を支給しております。

小学校や中学校への入学時の入学祝金の一律支給については予定しておりませんが、児童・生徒の保護者への支援の在り方について、今後実施する子どもの学習費に関するアンケート調査の結果を踏まえ、検討してまいります。

11 運動場の利用枠に拡大についてです。

港区は、野球場など少なく、土日祝日、ナイター枠をとるのは大変です。

新しい場所の確保が急がれますが、既存の施設の有効利用で利用枠の拡大は可能です。

青山運動場の時間を、麻布グラウンドと同様にすること。

埠頭少年野球場は、年間通じて8:00～20:00に改正すること。答弁を求めます。

<教育長答弁>

青山運動場は、近隣住宅と隣接していることから、これまで近隣の皆さんと協議を重ねる中で、利用時間を季節ごとに設定するなど、拡大してまいりました。

利用者の利用時間の拡大を望む声も踏まえ、引き続き、粘り強く、近隣の皆さんと協議してまいります。

また、埠頭少年野球場については、利用者から意見を伺い、近隣にも配慮しながら、利用時間の拡大を検討してまいります。

#### 《再質問1》

重要土地等調査法について

#### 《質問要旨》

意見照会が来たときに関係住民に意見を聞いた上で返事をすべきだった。区長といえども、個人の財産に関することやプライバシーに関する事、監視することまで国が勝手に調査・収集することを了解することはできないはず。今からでも関係住民に事実を知らせ、説明すること。

#### 《区長答弁要旨》

区は、本年1月に内閣府へ意見書を提出した。国の責任において、区民へ重要土地等調査法に関する情報を効果的に発信するとともに、内閣府で設置しているコールセンターの積極的な周知や必要に応じ住民説明会を開催するなど、区民からの問い合わせに十分に対応するよう求めている。注視区域の指定は、我が国の安全保障のための措置であり、国が責任を持って判断し実施すべきものであると認識している。こうした中、措置を行う国が責任を持って区民への丁寧な説明を行うよう意見書を提出した。引き続き、国へ求めていく。

#### 再質問

風見 利男 委員(共産党議員団)

#### 《再質問2》

神宮外苑の再開発事業について

#### 《質問要旨》

日本イコモス国内委員会の石川幹子先生が、2022年10月29日から2023年

11月29日まで合計146本の銀杏を1本ずつ調査した。その中で著しく状態が悪いものが4本ある。事業者は5年前に実施した調査で健全だと言っている。これは問題であるから、調査者を交えて、事業者と話し合いを進めるよう事業者に伝えるべき。

《区長答弁要旨》

国際イコモスによるヘリテージアラートの発令や、著名人の再開発計画への懸念の表明などにより、全国的に本計画への関心度が高まっている。区は、より多くの方々に正しい情報が行き届くよう、更なる情報発信などについて、改めて事業者に対し文書で要請するとともに、説明会で出された意見などを真摯に受け止め、対応を検討するよう事業者に求めている。今後も多くの意見に耳を傾け、可能な限り事業計画に反映するよう強く求めていく。

再質問

風見 利男 委員(共産党議員団)

《再質問3》

港区防災ラジオの無償配付について

《質問要旨》

防災無線が聞こえないと区民に情報が伝わらない。災害時、何をしたら良いか迷っている時に、区民に正確な情報が流れることが大事である。現在、区民に1,000円で、生活保護受給世帯や住民税非課税世帯には無償で配付しているが、まだ配付されていない区民全員に配付することが、区民の安心・安全を守る重要な手だてとなる。

《区長答弁要旨》

防災ラジオは様々な情報の入手手段の一つとして、必要な方に利用いただけるよう

1,000 円で配付している。引き続き、防災ラジオの配付事業について、周知し、必要な方に利用していただけるよう努めていく。

再質問

風見 利男 委員(共産党議員団)

《再質問4》

幼稚園児の保護者に弁当代金を支給することについて

《質問要旨》

認定こども園に通う1号認定の子どもは、夏季休業期間中も預かり保育で給食費が無償である。同じ1号認定の幼稚園の子どもをなぜ対象外とするのか。

《教育長答弁要旨》

芝浦アイランドこども園は、1号認定の子どもと2号認定の子どもを一体的に保育していることから、1号認定の子どもにも給食費を提供しており、昨年9月から給食費を無償化している。区立幼稚園では給食を実施しておらず、認定こども園とは運営形態が異なることから、現時点で一律に昼食について、給食費相当額を支給することは予定していないが、保護者の支援の在り方は、今後の課題としていく。

再質問

風見 利男 委員(共産党議員団)

《再質問5》

アンケートを早期に実施することについて

《質問要旨》

子どもの学習費に関するアンケート調査では、入学したあとのことを調査すると思うが、入学前の準備のことも含めて調査するのか。

《教育長答弁要旨》

入学前に準備するものも含めて、調査したいと考えている。